

徳島県福祉サービス評価機関認証実施要領

徳島県福祉サービス評価機関認証要綱（以下、「要綱」という。）の実施要領を次のように定める。

（法人格）

第1条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等をいい、法人の形態は問わない。

（福祉サービス）

第2条 要綱第2条第2号に規定する「施設等による福祉サービス」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 社会福祉法第2条に規定される社会福祉事業として提供されるすべてのサービスをいう。ただし、同法同条第2項第7号に規定される生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同法同条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、及び第13号に規定される連絡又は助成を行う事業は除く。
- 二 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべてのサービスをいう。

（評価を決定する委員会等）

第3条 要綱第2条第3号に規定する「評価を決定する委員会等」とは、評価調査者を含む3名以上から構成されるもので、評価結果を合議により決定する委員会等をいう。

（なお、評価を決定する委員会等委員には、福祉に関する学識経験者等を含むことが望ましい。）

（組織運営管理業務を3年以上経験している者等）

第4条 要綱第2条第4号イ（1）に規定する「組織運営管理業務を3年以上経験している者」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 社会福祉法人の役員、社会福祉施設長、社会福祉協議会事務局長（いずれも退職者を含む。）等であって、組織運営管理業務を3年以上経験している者をいう。
 - 二 公益法人、特定非営利活動法人の役員、事務局長（いずれも退職者を含む。）等であって、組織運営管理業務を3年以上経験している者をいう。
 - 三 民間企業の経営者又は民間企業の組織内で部署を統括する監督者、管理者（いずれも退職者を含む。）であって、組織運営管理業務を3年以上経験している者をいう。
- 2 要綱第2条第4号イ（1）に規定する「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等資格を有し、当該業務を3年以上経験している者をいう。

(福祉、医療、保健分野の有資格者等)

第5条 要綱第2条第4号イ(2)に規定する「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員等の資格を有し、当該業務を3年以上経験している者をいう。

2 要綱第2条第4号イ(2)に規定する「学識経験者」とは、福祉・医療・保健分野の大学・短期大学・専門学校で教員、講師、助手等として3年以上教育・研究に専念している者(いずれも退職者を含む。)をいう。

3 要綱第2条第4号イ(2)に規定する「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、行政、社会福祉法人、社会福祉協議会、公益法人、特定非営利活動法人又は民間企業等の常勤職員として、福祉分野において5年以上業務経験(直接処遇業務、調査業務、相談業務等)を有し、業務を通じて福祉サービス現場での経験が豊富であり、熟知している者で、前2項と同等の能力に相当すると認められる者をいう。

(書面調査及び訪問調査)

第6条 要綱第3条第2項に規定する「書面調査」とは、評価対象事業者が行う評価基準等に関する自己評価の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準の項目ごとに組織運営やサービスの実施概況を把握すること等をいう。

2 要綱第3条第2項に規定する「訪問調査」とは、書面調査及び次条に規定する利用者等に対する調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握・検証すること等をいう。

(利用者等に対する調査)

第7条 要綱第3条第3項に規定する「利用者等に対する調査」とは、アンケート調査(対象者数は利用者数の二分の一以上)、又は聞き取り調査(対象者数は利用者数の五分の一以上)を原則利用者本人(ただし、利用者本人の意向確認が困難な場合には、家族又は保護者とすることができる。)に対して実施することをいう。なお、利用者のプライバシー保護に十分配慮し、実施するものとする。

(担当評価調査者が現在関係する事業所)

第8条 要綱第3条第4項に規定する「担当評価調査者が、現在関係する事業所」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 担当評価調査者が、現在所属する法人の経営するすべての施設、事業所をいう。
- 二 担当評価調査者が、現在所属する法人等で、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業を受託して経営等に関係しているすべての施設、事業所をいう。

(評価を決定する委員会等の委員が現在関係する事業所)

第9条 要綱第3条第5項に規定する「評価を決定する委員会等の委員が現在関係する事業所」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 評価を決定する委員会等の委員が、現在所属する法人の経営するすべての施設、事業所をいう。

- 二 評価を決定する委員会等の委員が、現在所属する法人等で、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業を受託して経営等に関係しているすべての施設、事業所をいう。

(評価を決定する委員会等の委員一覧の公開)

第10条 要綱第3条第6項に規定する「評価を決定する委員会等の委員一覧」の公開は要綱第3条第7項に規定する評価結果の公表を行う際、その情報を付記することにより、公開を行うこととする。なお、事業者の求めに基づき、評価結果を公開しないこととする場合は、「評価を決定する委員会等の委員一覧」についても、この公開を要しない。

(実績報告)

第11条 要綱第12条に規定する実績等の報告は「事業実績報告書」(様式第1号)によるものとする。

附 則

1. この要領は、平成18年9月8日から施行する。
2. この要領は、令和7年4月1日から施行する。

